

引受基準緩和型 医療保険

ご契約に際しての大切な事柄

<600>

この書面では、引受基準緩和型医療保険のご契約に関する重要な事項のうち、保険商品の内容を理解するために特にご確認いただきたい事項(契約概要)と、お客様にとって不利益となる事項など特にご注意いただきたい事項(注意喚起情報)を記載しています。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申し込みいただきますようお願いいたします。また、この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳細はお申し込み後にお送りする「ご契約のしおり・約款」も必ずご確認ください。「ご契約のしおり・約款」は当社ホームページ(<http://www.i-sedai.com/>)にも掲載しております。また、お申し出いただければ事前にお送りいたします。

- ご契約に際しては、保険契約者・被保険者ともにご本人が本書面の内容をお読みいただくことが重要です。
- 給付金をお支払いできない場合など、お客様にとって特に不利益となる情報が記載された部分は必ずお読みください。
- 現在ご加入中の保険契約の解約を前提にご契約を申し込む場合、お客様にとって不利益になることがあります。

1 商品のしくみ

契約概要

- (1) 引受基準緩和型医療保険は、病気やケガによる所定の入院や手術、先進医療の保障が得られる保険です。
- (2) この保険は、傷病歴などがある方でも加入しやすいように設計された保険です。このため保険料は、従来の保険に比べ、割増しされています。
- (3) 詳細な告知をいただくことで、保険料の割増しがなく当社の医療保険にご加入いただける場合があります。
- (4) **責任開始日から6か月以内(支払削減期間)の入院給付金、手術給付金または先進医療給付金の支払金額は、50%に削減されます。**なお、入院中に支払削減期間が満了した場合には、支払削減期間の満了日の翌日以降の入院に対しては、入院給付金は削減せずにお支払いします。

2 お申し込みいただける方(被保険者)の範囲

契約概要

責任開始日において満20歳以上満84歳以下の方。

3 責任開始日について

注意喚起情報

申込締切日(毎月15日)までにお申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合は、申込締切日の翌月の1日から保障が開始されます。申込書などに記入・捺印漏れがあったり、当社がお申し込みに関する確認に時間を要する場合などで、ご契約を承諾した日が15日を過ぎた場合は、責任開始日が順延されます。

4 保険期間と更新

契約概要 注意喚起情報

- (1) 保険期間は、責任開始日から1年間です。
- (2) 保険契約者が保険期間満了日までに当社所定の書面にてご契約を更新しない旨を通知しない限りは、更新日(保険期間満了日の翌日)において満99歳まで更新されます。
- (3) 更新後の保険期間は、更新日より1年間となり、当初の保険証券と更新証をもって更新後の保険証券とみなします。ただし、以下の場合には保険料その他の契約内容の変更を行うことがあります。
 - ① 普通保険約款の規定により、更新時の被保険者の満年齢に応じて保険料が変更になる場合
 - ② 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生し、更新時に保険料の増額または給付金額の減額を行う場合
- (4) 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生し、本商品が不採算となった場合は、会社の定めにより保険契約の更新を引き受けないことがあります。

5 保障内容とお支払いする給付金

契約概要 注意喚起情報

- (1) ご契約時にお選びいただけるコース(入院給付金日額)は、5,000円コースまたは10,000円コースです。ただし、80歳以上の方に限り、3,000円コースをお選びいただけます。
- (2) 保障内容は以下のとおりです。

給付金の名称	お支払いする給付金額	お支払いする場合
入院給付金	入院給付金日額 × 入院日数 (1回の入院で1日目から60日目まで)	被保険者が、保険期間中に治療を目的として次のいずれかに該当する入院をしたとき ①責任開始日以後に生じた不慮の事故による傷害を原因とした入院 ②責任開始日以後に発病した病気を原因とした入院
手術給付金	入院給付金日額 × 10倍	被保険者が、保険期間中に次のいずれかに該当する手術を受けたとき ①責任開始日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した病気を原因としてその治療を目的とした会社所定の手術(最終ページ「対象となる手術」を参照) ②責任開始日以後に骨髄幹細胞移植の提供者として受けた骨髄幹細胞採取手術(骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植は、含まれません。)
先進医療給付金	先進医療の技術料に応じた所定の金額を1保険期間100万円まで	被保険者が、保険期間中に次のすべてに該当する療養を受けたとき ①責任開始日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した病気を原因とする療養 ②厚生労働大臣が定める先進医療技術および医療機関による療養

※給付金額は、2023年3月31日まで経過措置の適用を受けています。経過措置については、15経過措置についてをご確認ください。

※責任開始日前に発病した病気(責任開始日に治療中のものを含みます。)であっても、責任開始日以後にその症状が悪化したこと等により入院、手術または先進医療による療養が必要であると医師によって責任開始日前を含めて初めて判断されたときは、責任開始日以後の入院、手術または先進医療による療養は、責任開始日以後に発病した病気によるものとみなして、給付金をお支払いします。

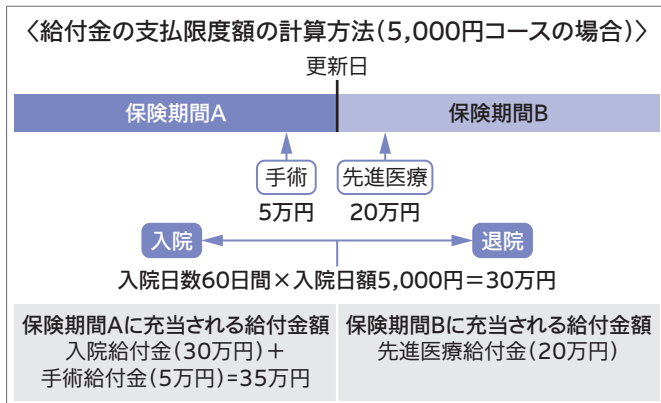
※入院給付金は、1回の入院につき60日分を限度とします。また、同じ原因で入院を繰り返し、退院日の翌日から次の入院までの期間が180日以内の場合には、2回以上の入院であっても1回の入院とみなし、支払限度日数を適用します。

※先進医療とは、公的医療保険制度に基づく評価療養のうち、厚生労

働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度に定める療養の給付に関する規定において給付対象となっている療養や、承認取消などの理由により、先進医療でなくなっている療養は除きます。

※先進医療を受けるには適応症などの要件があります。また、医師が必要性と合理性を認めた場合に行われます。先進医療を実施している医療機関は限定されています。最新の情報は厚生労働省のホームページをご覧ください。

- (3) 1 保険期間の給付金の支払限度額は 160 万円です。支払限度額に達した場合、超過分はお支払いできません。
- (4) 給付金の支払限度額の計算方法
 - ①入院給付金については、入院を開始した日の属する保険期間に充当して計算されます。
 - ②手術給付金および先進医療給付金については、手術を受けた日、先進医療による療養を受けた日の属する保険期間に充当して計算されます。
 - ③支払削減期間中の入院給付金、手術給付金または先進医療給付金であっても、50% に削減する前の金額を充当して計算されます。



- (5) 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱が原因で給付金の支払事由が生じた場合は、該当する被保険者の数によっては、給付金を削減して支払うか、または給付金を支払わないことがあります。
- (6) 給付金の支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により、会社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより給付金を削減して支払うことがあります。

6 給付金をお支払いできないことがある主な場合

契約概要 注意喚起情報

- (1) 責任開始日前の病気やケガを原因とする場合
- (2) 治療を目的としない入院をした場合
- (3) 治療を目的としない手術を受けた場合
- (4) 医学的な観点から入院の必要性が認められない場合
- (5) 保険契約が告知義務違反により解除となった場合
- (6) 給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または給付金受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約が解除となった場合
- (7) 保険契約について詐欺の行為があつて取り消された場合や、給付金の不法取得目的があつて保険契約が無効になった場合
- (8) 保険料のお支払いがなく、保険契約が失効した場合
- (9) 免責事由に該当した場合
 - ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ②被保険者の犯罪行為
 - ③被保険者の薬物依存
 - ④被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑥被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしているあいだに生じた事故
 - ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する

運転をしているあいだに生じた事故
⑧頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの（原因の如何を問いません。）

7 保険料について

契約概要 注意喚起情報

保険料一覧は、当社ホームページをご覧ください。

- (1) 保険料は、5 歳刻みの年齢帯別に設定しており、お申し込み時の保険料は、責任開始日の満年齢に該当する保険料となります。また、**ご契約更新時の保険料は、更新日の満年齢に該当する保険料となりますので、1 年ごとのご契約更新の際に年齢帯が変わる場合は、多くの場合保険料が上がります。**
- (2) 払込方法（回数）は、月払か年払のいずれかをお選びください。
- (3) 払込方法（経路）は、口座振替またはクレジットカード払いのいずれかをお選びください。
※口座振替による保険料の払い込みから、クレジットカードによる保険料の払い込みに変更することはできません。

【1. 口座振替の場合】

月払保険料は、払込期月中の毎月 27 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、年払保険料は責任開始日または更新日の属する月の 27 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、保険契約者の指定口座より、口座振替（自動振替）によりお支払いいただきます。

【2. クレジットカード払いの場合】

クレジットカード払特約を付加することにより、クレジットカードによる保険料の払い込みを行うことができます。この場合、以下の事項については口座振替による保険料の払い込みの場合と異なります。

- ①会社がクレジットカード会社に保険料を請求した日に、保険料の払い込みがあったものとします。
- ②クレジットカード会社への保険料の請求は、払込期月の中旬に行います。
- (4) この保険契約の保険料の払込期間は 1 年間となります。
- (5) 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況変化が発生したときは、会社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または給付金の減額を行うことがあります。
- (6) 1 保険期間の給付金の支払金額の合計が限度額に達した場合、達した日が属する月の翌月以後、保険期間満了日までの保険料はお支払いいただく必要はありません。該当する保険期間満了後は、保険契約の更新をしていただくことができます。

8 保険料のお支払いの猶予期間とご契約の失効

注意喚起情報

- (1) 保険料お支払いの猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までです。猶予期間中に保険料のお支払いがない場合は、保険契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。

●保険料払込の猶予期間と保険料未払いによる失効例

【1. 月払の場合】

払込期月までに払い込まれるべき保険料のお支払いがなく、その翌月の猶予期間満了日までに翌月分の保険料を合算した 2 か月分の保険料が払い込まれない場合



【2. 年払の場合】

猶予期間満了日までに、払込期月に払い込まれるべき保険料のお支払いがない場合



- (2) 保険契約が失効した場合、保険契約の復活はできません。

9 配当金・満期保険金・解約返戻金・解約時の未経過保険料

契約概要

- (1) この保険には、契約者配当金はありません。
- (2) この保険は掛捨て型で、満期保険金や解約返戻金はありません。
- (3) 保険契約が解約となった場合、すでに当社に払い込まれた年払保険料から、解約日における既経過月数（1か月未満の端数は切り上げます。）に月払保険料相当額を乗じた額を差し引いた額を未経過保険料として払い戻します。月払の場合、未経過保険料はありません。

10 告知義務について

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者には、ご契約時、危険に関する重要な事項のうち、会社所定の書面で質問した事項につき、その書面により告知していただく義務（告知義務）があります。故意または重大な過失によって告知書などに事実と違う記載をされた場合、または事実を告知されなかった場合は、「告知義務違反」として当社はご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、給付金の支払事由が発生していても、給付金をお支払いできないことがあります。被保険者の告知事項については、十分ご注意ください。
- (2) たとえば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知されなかった場合」など、加入時に詐欺行為や給付金を不法に取得する目的があったときは、責任開始日からの年数を問わず、給付金をお支払いしないことがあります。また、この場合すでにお払い込みいただいた保険料は、お返しいたしません。
- (3) 当社の社員・募集人には告知受領権がありません。当社の社員・募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、必ず告知書にご記入いただきますようお願いいたします。ご記入内容によってはご契約をお断りすることがあります。

11 保険契約のお申し込みの撤回等（クーリングオフ）について

注意喚起情報

以下の条件を満たす場合、お申し込みの撤回をお受けします。また、お申し込みを撤回され、すでに払い込まれた保険料がある場合は、すみやかに保険契約者にお返しいたします。

- (1) 保険契約者が責任開始日の前日（消印有効）までに、書面（封書またははがき）により当社宛に通知した場合
- (2) 書面には、保険契約のお申し込みを撤回する旨を明記し、保険契約者の署名または記名・捺印、保険種類、保険契約の申込日、保険契約者の住所、電話番号をご記入ください。

12 セーフティネットについて

注意喚起情報

当社は、少額短期保険業者であり、保険業法上、保険契約者保護機構の加入対象となっておりませんので、同機構による資金援助等の措置はありません。また、この保険契約は、保険業法上、破綻会社に係る保険契約者等の保護措置による補償対象契約には該当しません。ただし、破綻した場合の損失の補填や、資金の不正利用の防止等の観点から、少額短期保険業者登録時ならびに毎決算期に供託金を法務局に差し入れております。

13 給付金のご請求の手続きについて

注意喚起情報

- (1) 給付金の支払事由が発生した場合は、保険金・給付金請求受付センターまで、すみやかにご連絡ください。
- (2) 給付金をご請求する権利は、3年を経過しますと時効によりなくなりますのでご注意ください。
- (3) 給付金のご請求に際しては、給付金請求書および診断書等、当社の指定する書類をご提出いただくことが必要となります。詳しくは、給付金ご請求時に保険金・給付金請求受付センターにご確認ください。

〔給付金の代理請求について〕

給付金受取人である被保険者が給付金を請求できない特別な事情があ

る場合、被保険者に代わって配偶者など所定の範囲内の親族（代理請求人）が、給付金を請求することができます。

14 少額短期保険業者の制限について

注意喚起情報

少額短期保険業者には、以下の制限があります。

- (1) 少額短期保険業者は保険期間が1年間（一定の偶発の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し、保険料を受受する保険については2年間）以内であって、いわゆる第三分野の医療保険の場合は、保険金額が80万円以下の保険のみの引受けを行うもの
- (2) 1人の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は、1,000万円以下とすること
- (3) 1人の保険契約者について引き受ける第三分野の医療保険の保険金額の合計は、原則8,000万円以下とすること

15 経過措置について

注意喚起情報

- (1) 保険業法附則第16条により、少額短期保険業者に関する経過措置を適用します。経過措置適用後は、2023年3月31日までに締結した保険契約に限り、14 - (1) の80万円は160万円に、14 - (2) の1,000万円は2,000万円と読み替えます。経過措置終了後、経過措置が適用されている保険契約の保険金額は減額されます。
- (2) 前(1)の同条の規定により、給付金額が保険業法第2条第17項に規定する政令で定める金額を超える保険の引受けを行うときは、内閣府令で定めるところにより、当該超える金額以上の金額を再保険金額とする再保険を保険会社に付すこととします。
 - ①再保険会社：トーア再保険株式会社
 - ②再保険金額および内容：給付金額の50% 比例再保険
 - ③再保険期間：無期限

※再保険については当社ホームページでもご確認いただけます。

16 その他ご注意いただきたい事項

●申込書・告知書のご記入について

- (1) 申込書は、必ず保険契約者・被保険者それぞれがご自身でご記入・ご捺印ください。
- (2) 告知書は、被保険者の健康状態や傷病歴などをお知らせいただくものです。被保険者ご自身が正確にご記入くださるようお願いいたします。

●少額短期保険募集人の権限

注意喚起情報

当社募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約は当社がご契約のお申し込みを承諾したときに有効に成立いたします。

●ご契約の解約に際しての不利益事項

注意喚起情報

- (1) ご契約中の保険契約を解約し、新たに保険契約をお申し込みいただいた場合、被保険者の健康状態などによってはお引受けできないことがあります。
- (2) 保険期間中に、1保険期間の給付金の支払限度額に達した場合、その契約を解約すると、解約した保険契約の保険期間が満了するまで、再度、本商品に加入することはできません。

●生命保険料控除の対象外となることについて

注意喚起情報

保険契約者が負担する保険料は、所得税法上、所得控除（生命保険料控除）の対象となっておりませんので、あらかじめご了承ください。

●インターネットでのお申し込みについて

インターネットからお申し込みの手続きを行った場合には、インターネット申込特約が付加されます。この場合、以下の事項については書面によるお申し込みの場合と異なります。

- (1) 保険契約者および被保険者が同一人の場合に限り取り扱います。
- (2) お申し込みの手続きは、保険契約申込書の提出に代えて、保険契約者ご本人が、インターネットを利用して、会社が提示する保険契約申込画面で所要事項を入力または選択し、会社へ送信することにより行います。
- (3) 告知は、告知書の提出に代えて、被保険者ご本人が、インターネットを利用して、会社が提示する告知画面で所要事項を入力また

は選択し、会社へ送信することにより行います。

- (4) 保険契約申込時の保険料の払い込みは、クレジットカードによる払い込みのみとします。
- (5) 保険契約が成立した後に、保険契約者に「保険証券」と申込内容・健康状態の告知内容をお届けいたします。

●コース変更および払込方法の変更の取扱い

- (1) コースの変更は、給付金額が減額となる場合に限り、更新時にのみ行うことができます。
- (2) コースの変更をする場合は、保険期間満了日までに所定の用紙でお申し込みください。
- (3) 80歳以後は、3,000円コースに変更できます。
- (4) 払込方法の変更(月払または年払)は更新時にのみ行うことができます。保険期間満了日までに所定の用紙でお申し込みください。

17お問い合わせ・苦情・相談窓口

●ご契約に関するお問い合わせ

ご契約者様サポートセンター

TEL
通話料無料 **0800-111-8164**

受付時間◎午前9時～午後7時(日・祝・年末年始等の休業日を除く)

●苦情のお申し出およびご意見・ご相談

お客様苦情・相談窓口

TEL
通話料無料 **0120-19-0703**

受付時間◎午前10時～午後6時

(土・日・祝・年末年始等の休業日を除く)

SBI いきいき少額短期保険株式会社

東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー

18指定紛争解決機関について

当社は、指定少額短期保険業務紛争解決機関である一般社団法人 日本少額短期保険協会との間で、少額短期保険に関する苦情処理手続き・紛争解決手続き等の実施のための「手続実施基本契約」を締結しております。お客様と当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本少額短期保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8

TEL **0120-82-1144**

FAX **03-3297-0755**

受付時間◎午前9時～12時、午後1時～5時

(土・日・祝・年末年始等の休業日を除く)

※詳しくは、一般社団法人 日本少額短期保険協会のホームページをご覧ください。 <http://www.shougakutanki.jp/>

19支払時情報交換制度について

当社は、一般社団法人 日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人 日本少額短期保険協会ホームページ(上記)をご覧ください。

対象となる手術(普通保険約款 別表2)

手術の種類	手術の種類
1. 皮膚・乳房の手術 (1) 植皮術(25cm ² 未満は除きます。) (2) 乳房切断術	7. 内分泌器の手術 (53) 下垂体腫瘍摘除術 (54) 甲状腺手術 (55) 副腎全摘除術
2. 筋骨の手術(抜釘術は除きます。) (3) 骨移植術 (4) 骨髓炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除きます。) (5) 頭蓋骨親血手術(鼻骨・鼻中隔を除きます。) (6) 鼻骨親血手術(鼻中隔弯曲症手術を除きます。) (7) 上顎骨・下顎骨・顎関節親血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除きます。) (8) 脊椎・骨盤親血手術 (9) 鎖骨・肩甲骨・肋骨・胸骨親血手術 (10) 四肢切断術(手指・足指を除きます。) (11) 切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの) (12) 四肢骨・四肢関節親血手術(手指・足指を除きます。) (13) 筋・腱・靱帯親血手術(手指・足指を除きます。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除きます。)	8. 神経の手術 (56) 頭蓋内親血手術 (57) 神経親血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術) (58) 親血的脊髄腫瘍摘出手術 (59) 脊髄硬膜内外親血手術
3. 呼吸器・胸部の手術 (14) 慢性副鼻腔炎根本手術 (15) 喉頭全摘除術 (16) 気管・気管支・肺・胸膜手術(開胸術を伴うもの) (17) 胸郭形成術 (18) 縦隔腫瘍摘出術	9. 感覚器・視器の手術 (60) 眼瞼下垂症手術 (61) 涙小管形成術 (62) 涙囊鼻腔吻合術 (63) 結膜嚢形成術 (64) 角膜移植術 (65) 親血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術 (66) 虹彩前後癒着剥離術 (67) 緑内障親血手術 (68) 白内障・水晶体親血手術 (69) 硝子体親血手術 (70) 網膜剥離症手術 (71) レーザー・冷凍凝固による眼球手術(近視または乱視の矯正手術を除きます。また、施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の給付を限度とします。) (72) 眼球摘除術・組織充填術 (73) 眼窩腫瘍摘出術 (74) 眼筋移植術
4. 循環器・脾の手術 (19) 親血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除きます。) (20) 静脈瘤根本手術 (21) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの) (22) 心膜切開・縫合術 (23) 直视下心臓内手術 (24) 体内用ペースメーカー埋込術 (25) 脾摘除術	10. 感覚器・聴器の手術 (75) 親血的鼓膜・鼓室形成術 (76) 乳様洞開術 (77) 中耳根本手術 (78) 内耳親血手術 (79) 聴神経腫瘍摘出術
5. 消化器の手術 (26) 耳下腺腫瘍摘出術 (27) 顎下腺腫瘍摘出術 (28) 食道離断術 (29) 胃切除術 (30) その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの) (31) 腹膜炎手術 (32) 肝臓・胆嚢・胆道・脾臓親血手術 (33) ヘルニア根本手術 (34) 虫垂切除術・盲腸縫縮術 (35) 直腸脱根本手術 (36) その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの) (37) 痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除きます。)	11. 悪性新生物の手術 (80) 悪性新生物根治手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除きます。) (81) 悪性新生物温熱療法(施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の給付を限度とします。) (82) その他の悪性新生物手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除きます。)
6. 尿・性器の手術 (38) 腎移植手術(受容者に限ります。) (39) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱親血手術(経尿道的操作は除きます。) (40) 尿道狭窄親血手術(経尿道的操作は除きます。) (41) 尿瘻閉鎖親血手術(経尿道的操作は除きます。) (42) 陰茎切断術 (43) 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術 (44) 陰嚢水腫根本手術 (45) 子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除きます。) (46) 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術 (47) 帝王切開娩出術 (48) 子宮外妊娠手術 (49) 子宮脱・陰脱手術 (50) その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除きます。) (51) 卵管・卵巣親血手術(経腔的操作は除きます。) (52) その他の卵管・卵巣手術	12. 前述1～11の項目に該当しない手術 (83) 前述以外の開頭術 (84) 前述以外の開胸術 (85) 前述以外の開腹術 (86) 衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の給付を限度とします。) (87) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含みません。施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の給付を限度とします。)
	13. 新生物根治放射線照射 (88) 新生物根治放射線照射(50グレイまたは5,000ラド以上の照射で、施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の給付を限度とします。)
	14. 骨髄幹細胞採取手術 (89) 骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞採取手術を含みます。また、提供者である場合に限りです。)

※(80)に定める「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除、摘出し、転移した可能性のある周囲のリンパ節を郭清する手術をいいます。転移・再発病巣のみを切除、摘除、摘出したり、また、転移・再発病巣とその周辺部分のみをあわせて切除、摘除、摘出する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。

※輸血、臍帯血移植、術中術後自己血回収術は手術には含まれません。